

## やまなし県央連携中枢都市圏農業婚活ツアー業務委託 仕様書

### 1 目的

農業における多様な担い手の確保や経営基盤の強化のため、圏域内の男性農業者と農業に興味のある女性を対象に、農業体験を中心とした婚活ツアーを開催し、圏域内農業の維持・発展を目指す。

### 2 業務委託名称 やまなし県央連携中枢都市圏農業婚活ツアー業務委託

### 3 語句の定義

やまなし県央連携中枢都市圏域（以下「圏域」）

：甲府市、韮崎市、南アルプス市、甲斐市、笛吹市、北杜市、山梨市、甲州市、中央市、昭和町の10市町

### 4 履行期間 契約締結日から令和5年9月29日（金）まで

### 5 開催日 令和5年9月2日（土）

### 6 開催地 韮崎市内

### 7 事業概要

#### (1) ツアーの企画・実施

農業に興味がある独身女性と、圏域内で農業に従事する独身男性を対象として、農業体験を中心とした日帰り婚活ツアーを企画・実施する。

#### (2) 対象者及び定員

男女各20名ずつを定員とし、参加資格は次のとおりとする。

男性：圏域内で農業に従事する（従事予定を含む。）20歳から45歳までの独身者。

女性：20歳から45歳までの農業に興味のある独身者。

#### (3) 参加費用

男女とも、実費の一部として一人5,000円を徴収し、飲食代や入園料等の個人で消費するものに充て、運営費から参加費用を除いた額を委託料の額とすること。

## 8 業務内容等

### (1) ツアーの周知及び参加者募集・連絡調整

農業に興味のある独身女性を対象に、ツアーのチラシを作成し、要所に配布する他、インターネットのバナー広告や各種情報サイトへの掲載等、効果的な情報発信を行うものとする。

なお、独身男性への周知については、圏域市町職員により参加を呼びかけるものとする。

また、参加者の取りまとめ・連絡調整は、原則として、受託者が行うものとする。

### (2) ツアーバスの運行

発着を新宿とするツアーバスを運行すること。

なお、往路（新宿－韮崎）及び現地間（韮崎到着－韮崎出発）については、甲府市職員及び韮崎市職員（2～3名程度）が帯同する（バスガイド等の配置は不要）。

### (3) コーディネーターの手配及びツアーの進行

コーディネーター（婚活アドバイザー等）を手配し、現地間のバスに帯同させ、イベント進行をさせるとともに、ツアーの随所で参加者同士の交流を取り持つこと。

### (4) ツアーの企画・実施

#### ① 農業体験（ぶどうの収穫）

韮崎市内の観光農園にてぶどうの収穫体験を行うものとする。なお、収穫物の一部は、後述のスイーツ加工調理に用いるものとする。

なお、荒天の場合は、ぶどうは農園にて受け取りとし、ぶどう収穫体験に変わる屋内観光施設を訪れるなど、代替案を備えるものとする。

#### ② スイーツ加工体験

調理師等を講師として手配するとともに、加工調理ができる場所を確保し、収穫したぶどうを使用したパフェ等の加工体験を実施すること。

#### ③ 市内観光

ツアー道中1か所程度、観光施設に立ち寄ること。

#### ④ 交流会

ツアー中に、参加者同士均等に会話ができる交流の場（トークタイム）を設けること。

#### ⑤ 連絡先交換（マッチング）

ツアー終盤に、連絡先交換（マッチング）の場を設けること。

なお、その方法については、コーディネーター（婚活アドバイザー等）及び甲府市と協議の上、決定するものとする。

⑥ その他

ツアー中に使用する昼食や体験等の施設は、原則として、全て韮崎市内の施設で行うものとする。

(5) 事前講義

ツアー開催日の概ね一週間前に、コーディネーター（婚活アドバイザー等）を講師として、対面・オンライン（zoom 等）同時開催の、参加男性向けの事前講座を開催すること。

(6) 女性参加者への PR 品の手配

女性参加者に対し、韮崎市を PR できる特産品を手配すること。なお、特産品の金額は一人当たり 1, 0 0 0 円程度とし、その内容は、甲府市と協議の上決定するものとする。

(7) アンケートの実施

参加者に対してツアーに関するアンケートを実施すること。  
なお、アンケートの内容は、甲府市と協議の上決定するものとする。

(8) 実施報告書の提出

業務完了後速やかに、実施状況がわかる写真及びアンケートの集計結果を添付した実施報告書（任意様式）を提出すること。

(9) その他

交流会その他で使用する消耗品等（文具等）は雑費として計上すること。

## 9 留意事項

(1) 最小催行人数は、甲府市と協議の上決定するものとする。

(2) 災害等の不可抗力により受託者に損害が生じた場合、受託者は甲府市に対してその損害を請求することはできない。また、その他双方の責に抛らない事情によりイベントが中止となった場合は、双方で協議を行うものとする。

(3) 受託者は、業務上知りえた個人情報等の秘密を他人に漏らしてはならない。業務終了後においても同様とする。

- (4) 業務完了後に、受託者の責任に帰すべき理由による苦情等があった場合は、受託者は速やかに必要な措置を行うものとし、これに対する経費は受託者の負担とする。
- (5) この仕様書について、疑義が生じたとき又は定めのない事項や細部の業務内容については、その都度、受託者は甲府市と協議を行うものとする。